

木造住宅耐震診断・耐震改修等補助金交付制度



地震のとき！
あなたの家は安全ですか？

大地震は必ず来ます！

近年、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震と大きな地震が発生しています。特に平成7年に起きた阪神淡路大震災で亡くなった方の約9割は、家屋の倒壊や家具の転倒による圧死が原因と報告されています。また、地震発生から15分の間に3,000人以上の方が亡くなっていることから、多くの方が地震発生直後に逃げる間もなく家屋等の倒壊により下敷きになってしまったのです。これら倒壊した家屋の多くが、建築基準法の改正により地震に対する基準が強化された昭和56年以前に建築されたものでした。

耐震診断・耐震改修・簡易耐震改修(耐震シェルター・防災ベッド)
に加え、建替え工事または除却工事にも補助金を交付します

そこで市は、地震による建物の倒壊を防ぎ、安全・安心なまちづくりを促進するため、建築基準法改正以前に建築された、一定要件を満たす木造住宅の耐震診断、耐震改修、簡易耐震改修に加え、建替え工事または除却工事にかかる費用の一部に補助金を交付します。

補助金交付制度の概要

■ご注意ください！

耐震診断・耐震改修等の補助金の交付を受けるためには

業者との契約及び工事等を行う前に

本庄市の補助金交付要綱に基づく手続きが必要です。



- **予算に限りがありますので、年度の途中で申請受付を終了(建替えのみ9月30日)することがありますので事前にご相談ください。また、申請年度の1月31日までにすべての工事を完了して2月末日までに補助金の交付を市長に請求できることが条件です。**

耐震改修をした場合、租税特別措置法に規定する所得税額の特別控除となる場合(Q&AのQ6A6)があります。

耐震改修等の手続き

1	耐震診断	昭和56年5月31日以前に着工した住宅	地震に耐えられるか調べましょう												
<p>●耐震診断の方法について</p> <p>1)補助対象となる耐震診断は、建築士が(一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方法により診断したものです。</p> <p>2)市が行う無料耐震診断によることもできます。</p> <p>●耐震診断の結果について</p> <p>「評点」と呼ばれる点数で表されます。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td>評点:1.5以上</td> <td>倒壊しない</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td>評点:1.0以上1.5未満</td> <td>一応倒壊しない</td> </tr> <tr style="background-color: #e0e0e0;"> <td style="text-align: center;"></td> <td>評点:0.7以上1.0未満</td> <td>倒壊する可能性がある</td> </tr> <tr style="background-color: #e0e0e0;"> <td style="text-align: center;"></td> <td>評点:0.7未満</td> <td>倒壊する可能性が高い</td> </tr> </table> <p>●以下の ② ③ ④ のいずれかを選択</p>					評点:1.5以上	倒壊しない		評点:1.0以上1.5未満	一応倒壊しない		評点:0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある		評点:0.7未満	倒壊する可能性が高い
	評点:1.5以上	倒壊しない													
	評点:1.0以上1.5未満	一応倒壊しない													
	評点:0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある													
	評点:0.7未満	倒壊する可能性が高い													
建物耐震化	2	耐震改修	地震で建物が倒壊するのを防ぐための工事 ・基礎の補強 ・壁の補強など												
命のみを守る	3	簡易耐震改修	耐震シェルター 部屋に強固な箱型の空間をつくったもの 防災ベッド 金属製などのフレームでベッドの上部を覆ったもの												
建物耐震化	4	建替え または 除却	【建替え】既存住宅を除却し建築する工事 住宅の用途に建替え(木造→鉄骨造可) (申請年度の1月31日までに完了検査済証を取得) 【除却】既存住宅を除却する工事												

1 耐震診断補助

◎耐震診断は次に掲げる要件を満たすものとします。

① 対象建築物

- 市内にある木造住宅で、昭和56年5月31日以前に工事に着手された一戸建ての住宅又は店舗部分が2分の1未満の併用住宅であること
- 昭和56年6月1日以降に増築又は改築されていないこと
- 地階を除く階数が2以下であること
- 耐震診断の補助対象者本人又はその2親等以内の親族が所有していること

② 補助対象者

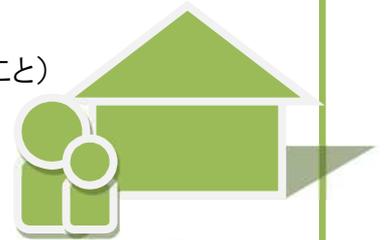
- 対象建築物に居住している者
- 市税を完納している者
(居住者と所有者が異なる場合は、所有者も市税を完納していること)

③ 診断事業者

- 建築士事務所に所属する建築士が行うこと

④ 補助金額

- 費用(床面積1平方メートルにつき1,000円を限度とする)の2分の1を乗じて得た額で50,000円を限度とします。



2 耐震改修補助

◎耐震改修は次に掲げる要件を満たすものとします。

① 対象建築物

- 前記の耐震診断の①対象建築物に該当した建築物であること
- 耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断された建築物であること
- 改修後の木造 ZEH 水準は、耐震等級3を満たす住宅、耐震等級2で同意を得た住宅等を満たす住宅であること

② 補助対象者

- 対象建築物に居住している者
- 市税を完納している者
(居住者と所有者が異なる場合は、所有者も市税を完納していること)

③ 補助の対象となる耐震改修

- 建築士事務所に所属する建築士が耐震改修設計を行うこと
- 耐震改修の設計図は、耐震改修の実施後の耐震診断で所定の構造強度が得られることを確認したものであること
- 耐震改修工事の工事監理及び現場検査は耐震改修の設計図に基づき建築士事務所に所属する建築士が行うものであること

④ 補助金額

- 費用(34,100円/㎡を限度)に100分の23.0を乗じて得た額で200,000円を限度とします。



3 簡易耐震改修補助

◎簡易耐震改修は次に掲げる要件を満たすものとします。

① 対象建築物

② 補助対象者

■耐震診断・耐震改修補助と同じです

③ 補助の対象となる簡易耐震改修

■所定の構造強度が得られることを公的機関等が確認したもの
■工事管理、現場検査は工事施工者が行うこと

④ 補助金額

■簡易耐震改修(耐震シェルター)

費用に2分の1を乗じて得た額で200,000円を限度とします。

■簡易耐震改修(防災ベッド)

費用に2分の1を乗じて得た額で100,000円を限度とします。



耐震シェルター



防災ベッド

4 建替えまたは除却補助

◎建替え工事または除却工事は次に掲げる要件を満たすものとします。

① 対象建築物

② 補助対象者

■耐震診断・耐震改修補助と同じです。



区分	建替え	除却
③ と補助 の工 事対 象	<p>■補助対象となる既存住宅を除却して補助対象者が住宅を新築する工事 ※公共事業の補償は対象外 ※建替え後の住宅の構造・規模は任意(木造→鉄骨造可) ※建替え後は、要綱に定める土砂災害特別警戒区域外等に存し、省エネ基準に適合していること</p>	<p>■補助対象となる既存住宅を除却する工事 ※公共事業の補償は対象外</p>
	※工事後、廃棄物処理に関する証明書の写しが必要となります。	
④ 金補 額助	■費用に100分の23.0を乗じて得た額で500,000円を限度とします。	■費用(10,000円/㎡を限度)に100分の23.0を乗じて得た額で300,000円を限度とします。
⑤ 補助 の対 象期 間	<p>■毎年度4月1日以降に申請を受け付けます。(建替え工事は9月30日で受付終了) 業者との契約および工事等を行う前に、本庄市の補助金交付要綱に基づく手続きが必要となります。 ※当該年度の1月31日までに工事を完了(建替えの場合、完了検査を含む)してください。</p> <p>◎予算に限りがあるため、年度の途中で申請受付を終了することがありますので、事前に相談を行ってください。</p>	

Q & A

耐震基準	Q 1	補助金交付の対象が昭和56年5月31日以前に着工された建物であるのはなぜですか？
	A 1	昭和56年6月1日の建築基準法改正により、この日以降に着工された建築物は、それ以前のものに比べて耐震基準が厳しくなっています。よって、地震力に対して危険度の大きい昭和56年5月31日以前に着工された建物を対象としています。
書類	Q 2	建築確認の書類が見つからないのですが。
	A 2	登記年月日など、おおよその建築年を確認のうえ市の建築開発課にご相談下さい。
手続き(申請等)	Q 3	申請年度の2月末までに補助金の交付を市長に請求しなければならないのはなぜですか？
	A 3	この補助制度は、国の補助事業(簡易耐震改修を除く)を活用しているため、皆さまが市に交付の請求を行うように市も国に行く手続きがあるためです。年度の期限が短くなりご不便をおかけしますが、ご理解の程お願いいたします。
	Q 4	申請から交付決定まで期間はどのくらいですか？
	A 4	通常は申請より1週間程度で交付決定通知を発行いたしますが、申請書の不備などでさらに時間を要する場合がございます。
	Q 5	申請年度の1月31日までにすべての工事を完了させる見込みがありませんがどうしたらよいですか？
A 5	原則、申請年度の1月31日までに、すべての工事を完了することが要件となっております。申し訳ございませんが、補助金をご活用される場合、計画を変更していただき、工事に着手せず新年度に交付申請をしていただくこととなります。	
税控除	Q 6	租税特別措置法に規定する所得税額の特別控除とは何ですか？
	A 6	個人が自己の居住の用に供する家屋(昭和56年5月31日以前に建築されたもの)に限ります。)について住宅の耐震改修をした場合には、一定の額をその年分の所得税から控除するものです。
耐震診断	Q 7	耐震診断とはどういうものですか？
	A 7	建築物が地震に対して耐震性能を保有しているかどうかを判断するための調査をすることです。本庄市では、木造建築物の場合、「一般診断法」による診断方法とします。
耐震改修	Q 8	耐震改修工事とはどういうものですか？
	A 8	耐震診断の結果に基づいて行う必要な補強工事をいい、建築物の基礎や骨組みを補強することにより倒壊しにくい建物にすることです。
簡易耐震改修	Q 9	簡易耐震改修工事の耐震シェルター・防災ベッドとはどんなものですか？
	A 9	・耐震シェルターは住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間を作るものです。 ・防災ベッドは金属製のフレームなどでベッドの上部を覆い設置するものです。
	Q10	簡易耐震改修の所定の構造強度とはどんなものですか？
	A10	公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものが確認できるものや行政庁などが信頼性を推奨し公表しているものです。

建 替 え ・ 除 却	Q11	【建替え・除却】家の解体はいつから着手できますか？
	A11	既存住宅の除却は、補助金交付決定通知書が通知されてからとなります。もし、交付決定通知書が発行される前に解体工事に着手してしまうと、補助金の対象外となってしまうのでご注意ください。
	Q12	【建替え・除却】工事はいつ契約したらよいですか？
	A12	原則、建替えは補助金交付決定通知書を受理してから工事(解体工事も含む)の契約ができます。除却工事も補助金交付決定通知書を受理してからの契約となります。
	Q13	【建替え・除却】写真の提出は必要ですか？
	A13	写真の提出は不要です。 既存住宅の廃棄物処理に関する処分証明書の写しが必要となります。建替えの場合、住宅の検査済証の写しの提出で適正に処理されたことを確認します。
	Q14	【建替え・除却】廃棄物処理に関する処分証明書の写しとは何ですか？
	A14	廃棄物処理伝票(D票とE票)など、補助対象建築物が適正に処分されている過程が分かる書類の写しです。
	Q15	【建替え】建替後の用途は、何でもよいですか？
	A15	住宅の用途に供する建物としてください。(構造・規模は問いません。)
	Q16	【建替え・除却】既存住宅が費用まで掛けて耐震診断が必要となりますか？
	A16	この補助制度は、国庫補助を受けて実施するものとなります。耐震診断が必須となりますのでご理解ください。ただし、本市では無料耐震診断の制度を利用することも可能です。この際には、建築確認済証の建築図面又はこれに相当する平面図(筋かい位置及び仕様(壁の仕様も含む)の分かるもの)が必要となります。
	Q17	【建替え】確認申請者(建築主)は補助金申請者でないといけませんか？
	A17	同じとしてください。
	Q18	【建替え】補助金交付申請時までには建築確認済証を取得しないといけませんか？
	A18	そのとおりです。ただし、やむを得ない理由である場合に限り、工事着手時までとすることができます。
	Q19	【建替え・除却】いつまでに工事を完了させなくてはなりませんか？
	A19	原則、申請年度の1月31日までに工事を完了させてください。 建替えの場合、工事を完了させ、建築した住宅の検査済証を取得していただきます。なお、期限までに工事が完了しない場合や完了報告書の提出がない場合、補助金は支払われませんのでご注意ください。

■問合せ先

本庄市役所都市整備部建築開発課
〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3
電話:0495-25-1140(直通)

本庄市ホームページにも掲載しています

<https://www.city.honjo.lg.jp/>

耐震補助 本庄市 検索



安全・安心なまちづくりにご協力ください！

本庄市木造住宅耐震診断・耐震改修等登録業者名簿（参考）

本庄市
建築開発課

■この名簿は（一社）埼玉県建築士事務所協会本庄支部及び（一社）埼玉建築士会児玉支部の協力を得て作成したものです。

耐震診断、耐震補強計画、耐震補強工事、建替え工事（リフォーム含む）、除却工事を行う業者を窓口等でご案内することにご賛同いただいた業者名を掲載しております。

（建築士事務所協会・建築士会別五十音順）

No.	業者名	電話番号	所在地	耐震			建替え (リフォーム)	除却	
		(FAX番号)		耐震診断	補強計画	補強工事			
1	埼玉県建築士事務所協会 本庄支部	キダテ設計事務所	0495-72-9568 (0495-72-9588)	本庄市児玉町高柳 260	○	○	—	—	—
		(株)周設計	0495-71-5881 (0495-25-6705)	本庄市西富田1011 IOC本庄早稲田	○	○	—	—	—
		(有)竹内設計	0495-21-6277 (0495-21-5258)	本庄市小島 4-6-10	○	○	○	○	○
		吹井建築設計事務所	0495-33-4264 (0495-33-9710)	上里町七本木 3652-4	○	○	—	—	—
		横尾建設(株)	0495-21-1212 (0495-21-4741)	本庄市小島 6-11-67	○	○	○	○	○
		(株)吉田建設	0495-72-0128 (0495-72-3538)	本庄市児玉町秋山 2733	○	○	○	○	○
7	埼玉県建築士会 児玉支部	(株)カネザワ	0495-77-2255 (0495-77-4397)	神川町元阿保 852	—	—	—	○	—
		木村建設(株)	0438-33-0839 (0495-33-0856)	上里町藤木戸 579	○	○	○	○	—
		暮らしのデザイン 季の香	090-2760-7067 (0495-76-5076)	美里町猪俣 2996-1	○	—	—	○	—
		(株)黒沢工業所	0495-76-2203 (0495-76-3433)	美里町広木 2776	○	○	○	○	—
		(株)小林建設	0495-72-0327 (0495-72-5875)	本庄市児玉町児玉 2454-1	○	○	○	○	—
		重田建築設計事務所	0495-33-1494 (0495-33-1494)	上里町大御堂 104-3	○	—	—	○	—
		(有)須川建工	0495-72-0921 (0495-71-5019)	本庄市児玉町児玉 206-7	○	—	—	○	—
		(株)滝澤建設	0495-72-0018 (0495-72-5259)	本庄市児玉町 八幡山389	○	○	○	○	—
		竹並建設(株)	0495-21-2001 (0495-21-3969)	本庄市西富田 303-1	○	○	○	○	—
		タバタ構造設計	0495-72-3751 (0495-72-7853)	本庄市児玉町 下浅見622-5	○	○	—	—	—
		茂木建設	0495-71-8957 (0495-71-8957)	美里町関306-2	—	—	○	○	—
		八木建設(株)	0495-24-5252 (0495-24-5251)	本庄市中央 2-6-20	—	○	○	○	—
		ロック・フィールド 一級建築士事務所	0495-34-0891 (0495-34-0800)	上里町神保原町 23	○	—	—	—	—

※凡例 ○：耐震、建替え（リフォーム）、除却業務を登録する。 —：業務登録をしない。